

## 家畜・家さんの所有者は年1回の定期報告の提出をお願いします！ 中央家畜保健衛生所

家畜伝染病予防法により、愛玩目的も含めて下記の家畜・家さんを1頭（羽）でも所有している方は、毎年2月1日時点での飼養状況等の報告が義務付けられています。

所定の報告用紙に記入のうえ、当所あて提出してください。報告用紙は長崎県庁ホームページの県央振興局農林部防疫課からダウンロード可能です。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/teikihoukoku-nogyo/>

提出先：中央家畜保健衛生所（〒854-0063 諫早市貝津町3118）

不明な点は中央家畜保健衛生所（TEL:0957-25-1331）までお問い合わせください。

家畜の種類及び飼養規模により、提出書類が異なります。  
下表を参考に期限内の提出をお願いします。



報告用紙等



飼養衛生管理マニュアル等

### 畜種ごとの飼養規模の分類

| 家畜・家さんの種類        | 小規模   | 中規模         | 大規模      |
|------------------|-------|-------------|----------|
| 牛（成牛）（※）・水牛・馬    | 1頭    | 2～199頭      | 200頭以上   |
| 牛（子牛・育成牛）（※※）    | 1頭    | 2～2,999頭    | 3,000頭以上 |
| 鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし  | 5頭以下  | 6～2,999頭    | 3,000頭以上 |
| 鶏・うずら            | 99羽以下 | 100～99,999羽 | 10万羽以上   |
| あひる・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥 | 99羽以下 | 100～9,999羽  | 1万羽以上    |
| だちょう             | 9羽以下  | 10～9,999羽   | 1万羽以上    |

※乳用種の雄牛・交雑種の牛は17月齢以上、それ以外は24月齢以上

※※乳用種の雄牛・交雑種の牛は満4月齢～17月齢未満、それ以外は満4月齢～24月齢未満

### 飼養規模別の提出書類

| 様式   | 小規模 | 中規模 | 大規模 |
|--|-----|-----|-----|
| 定期報告書  | ○   | ○   | ○   |
| 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況                          | —   | ○   | ○   |
| 衛生管理区域の設定<br>消毒設備の設置等                                  | —   | △   | △   |
| 家畜の飼養密度  | —   | △   | △   |
| 埋却地等の確保状況  | —   | △   | △   |
| 飼養衛生管理マニュアル<br>牛、鶏、その他：令和4年2月1日施行<br>豚、いのしし：令和3年4月1日施行 | □   | □   | □   |
| 大規模農場に関する報告  | —   | —   | △   |

○：必ず記入し提出 △：以前に提出し変更がない場合、提出不要

□：既に提出し変更がない場合、提出不要

### 【提出期限】

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者⇒ 4月15日（金）まで

鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょうの所有者⇒ 6月15日（水）まで